

会 議 録

会議の名称	令和元年度 第2回桶川市いじめ防止連絡協議会
開催日時	令和2年2月10日(月) (開会)午後1時30分・(閉会)午後3時00分
開催場所	桶川市役所 会議室402
出席委員	12名
欠席委員	スポーツ振興課長・桶川市PTA連合会長
事務局職員	2名
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱状の交付</li> <li>3 会長あいさつ 教育部長</li> <li>4 委員紹介</li> <li>5 協議等             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 桶川市のいじめに係る現状</li> <li>(2) いじめ防止への取組について(各課および関係機関より情報提供)</li> <li>(3) リーフレットについて</li> <li>(4) その他</li> </ol> </li> <li>6 閉会</li> </ol>
配付資料	<p>次第</p> <p>桶川市いじめ及び不登校の現状(第2回生徒指導に関する調査結果より)</p> <p>「埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ」(平成31年4月18日付け教総第77号)</p>
議事の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱状の交付</li> <li>3 会長あいさつ 教育部長</li> <li>4 委員紹介</li> <li>5 協議等             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) いじめの認知について</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局が資料に基づき説明した。</li> </ul> </li> </ol>

会 長：事務局の説明に質問、意見はあるか。

会 長：いじめが原因の不登校はあるか。

事務局：現段階ではない。

事務局：先ほど、桶川市のいじめに係る現状について説明した際、小学校では今年度2校に新たに相談室を設置と述べたが、相談員を配置に訂正させていただきたい。

会 長：学校生活アンケートについて説明願いたい。

事務局：各学期6月、11月、2月に児童生徒向けに実施し、保護者向けに2学期に1回実施している。いじめについて記載のあったものには、各校の生徒指導委員会などで対応を行っている。

#### (2) いじめ防止への取組について

・グループごとに情報共有や、各課で取り組めること等について協議を行った。

#### A グループの協議内容

委 員：直接子供たちへの関わりがない中、相談・啓発をしていくことが大事。

委 員：人権の相談を月に1回しており、相談は2件ほどあるが、現在いじめの相談はない。

委 員：いじめ防止に係る資料を窓口に置くなどの対応をしていくとよい。

委 員：いじめ防止に係る資料は、ホームページに載せて発信する方がよく、活用しやすいと考える。

委 員：インクルーシブ教育を保育課で行っており、障がいのある子もない子も隔たりなく保育をしている。小さいころからこういった教育を実施してくといじめがなくなっていくと考える。社会全体で、いじめ防止などの啓発を行えるとよい。

Bグループの協議内容

委員：中学校4校では相談員を全て配置しているが、今年度は小学校2校に、相談員を配置している。この効果はとても大きく、学校として大変助かっている。相談員を全部の小学校に配置してほしい。

委員：いじめを理由として不登校になることもあるかもしれないが、不登校となる原因は様々で複雑にからみあっている。

委員：不登校の児童生徒において、以前のように外に出ていて補導される生徒は出ていない。

Cグループの協議内容

委員：児童相談所においては、現段階でいじめに関わる相談はない。

委員：いじめには、いじめられる人、いじめる人、いじめをはやしたてる人、いじめに無関心な人がいる。いじめる人を教育することも大事だが、はやしたてる人、無関心な人を作りださない教育が必要と考える。これは、教員の力にかかっていると考える。

委員：その教員の後ろ盾となるものが桶川市市民憲章にある。1番に「おもいやりと助け合いの心を大切にし、明るい桶川市を築きます」とある。また、3番では「約束を守り責任をはたし礼儀を大切にし、心のふれ合う桶川を築きます」などの記載がある。また、各校の校歌においても、たとえば、桶川西小では「みんな学びの道を行く、希望の道を行く、誠の道を行く」、加納中では「胸張って進むわれら、日本の」などの歌詞がある。

具体的には、道徳の授業を中心とした道徳教育が考えられる。道徳の授業においても、「友情・信頼」「命の尊さ」等、指導内容が明記されている。桶川の道徳教育はしっかりしており、絶やさず行っていくことが大事と考える。

会長：いじめを防止する、いじめを見逃さない、いじめを見つけたら解消していくという中で、特に、いじめを見逃さないことが大事である。情報を共有し、どこが窓口として対応していくかが大事。基本は学校が

対応していただくが、それぞれの関係各課に相談できるようにできるとよい。

(3) リーフレットについて

・事務局が資料に基づき説明した。

委員：このリーフレットについては、誰を対象として出すのか。それにより、色合いや雰囲気異なる。  
取組及び電話番号について記載があるが、まずは、どのような取組があるか示していくのでよいと考える。  
リーフレットなどがあるなら、紙媒体ではなくホームページ等での周知が良いと考える。

委員：紙媒体は読まないことが多い。SNSやLINEなど。より見られるような周知方法がよい。内容や周知方法は今後精査していくとよい。

委員：いじめ防止のチラシやいじめ110番のチラシをイベント等の際にスポーツ振興課で配布したことがあった。そのような中で、いじめ防止にかかるチラシやパンフレットなどが、この協議会から出せるとよいという意見が前回の協議会であった。

このリーフレットを、保護者、児童生徒、地域の人に配布するなら、いじめとは何であるかを記載した方がよいのではないかと。

いじめや相談したことがあるときは、どのような相談場所があるか周知し、県や市の取組も入れながら、最後にいじめ防止連絡協議会で行っていることも伝えてくるとよい。ホームページなどで紹介をしていくとよい。

会長：対象や目的を明確にし、来年度中には完成させたいと考える。作成したら、学校のホームページにリンクを張ってもらうなどの方法もあると考える。

事務局：修正をし、次回に再度提案をさせていただく。

	<p>(4) その他</p> <p>会 長：全体を通して何かあるか。</p> <p>委 員：特になし</p> <p>6 閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---